

# GOOD WORKING ZAIMOKUZA

## 利用規約

本規約は、株式会社デポルテ（以下「当社」）が運営するシェアオフィス「GOOD WORKING ZAIMOKUZA」（以下「当施設」）において、個人又は法人で第4条に定める入会資格を満たす者（以下「会員」）が遵守すべき規則を定めるものである。

### 第1条（シェアオフィス）

当社が運営、管理を行う GOOD WORKING ZAIMOKUZA のフリーアドレス・専有デスク型のワークスペースをシェアオフィスという。

### 第2条（規約）

- 1.当社は、当施設を会員が利用するにあたり遵守すべき規則として本規約を定め、また適宜変更することができ、これらの効力は全ての会員に及ぶものとする。会員は、当施設を利用した場合には、本規約及びその変更に同意したとみなされるものとする。
- 2.当社は、前項の定めに従い本規約を定めたとき又はこれらを変更したときは、変更後の内容について速やかに周知のうえ、適用するものとする。

### 第3条（会員）

- シェアオフィスの利用希望者は、当社が指定する手続きに基づき本規約を承諾の上、会員申し込みを行うものとする。
- 2.本規約における会員とは、前項に基づく会員申し込みに対し、当社が承諾した者とする。なお、当社は当社の判断により当該申し込みに対し審査を行い、承諾しないことができるものとする。
  - 3.会員は、本規約ならびに材木座テラス施設内規則他、当施設の定めるルールを遵守するものとする。
  - 4.会員は、第6条に定める費用を支払い、申込みプランごとに指定されたスペースを利用するものとする。
  - 5.会員は、デスク使用後は、必ずデスク上の荷物・ゴミは撤去し、イスをもとの位置に戻して退出すること。デスク等を汚した場合は清掃すること。
  - 6.会員は、シェアオフィス利用時にその日の最終退出者となった場合は、空調・照明を切り退室するものとする。
  - 7.会員は、会員として有する権利を第三者に貸与及び譲渡することはできない。

### 第4条（入会資格）

次の各号に定める全ての事項を満たす者に限り、当施設の入会資格を有するものとする。

- (1) 個人又は法人で、本規約を承諾及び遵守する者
- (2) 有効な身分証明書を提示することができる者
- (3) その他、当社が入会を相応しいと判断した者

#### 第5条（最低利用期間）

最低利用期間を3ヵ月とし、その間、会員は月額利用料を支払いシェアオフィスを利用するものとする。以後1ヶ月単位で利用期間を自動延長するものとする。

#### 第6条（利用料金）

- 1.会員の利用料金（以下「利用料金」という。）は、当社が定める方法により算出し、会員は、第6項の定めに従い利用料金を当社に支払うものとする。
- 2.利用料金の支払いにおいては、当社所定の集金代行業務委託先に対し住所・氏名・クレジットカード番号等の引き落とし情報を提供するものとする。
- 3.消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の利用料金に係る消費税については、法改正の内容に従い、会員は差額を負担するものとする。
- 4.会員は、利用料金の支払債務と当社が会員に対して負担する債務とを相殺することはできない。
- 5.利用料金は、第16条に規定する会員資格停止の期間中も減免されないものとする。
- 6.会員は、毎月25日までに、第1項に定める利用料金の翌月分とその消費税を当社が指定する方法により支払うものとする。なお、支払に係わる手数料は会員が負担するものとする。
- 7.会員が入会手続きを行った月の利用料金については、当社が別に定める金額とし、入会時に消費税とともに支払うものとする。
- 8.会員が支払った利用料金は、会員の都合による退会又は除名若しくは当施設の廃止等如何なる事由によっても、返還しないものとする。但し、当社が特別に認めた場合はこの限りではない。
- 9.当社は、第2条の定めに従い、利用料金の額、その支払方法及び支払日を決定又は変更できるものとする。

#### 第7条（利用可能時間）

施設の利用時間は年末年始を除く平日・土日祝の9:00～20:00とする。（ドロップインは平日の10:00～18:00）

年末年始の利用停止期間は12月28日～翌1月4日を基本とし、毎年曜日の並び等により変動する。なお、今後の運用状況により利用時間は変更となる場合がある。

#### 第8条（ミーティング利用）

- 1.会員は、打ち合わせ利用に限り、共有スペースを一時的に占有することができる。

- 2.打ち合わせ利用の場合の利用上限は2時間までとし、以降の継続利用は禁止とする。
- 3.本規約に反する行為が見られた場合、当社判断により罰則を受けることを予め承諾するものとする。

#### 第9条（飲食）

飲食は他の会員の迷惑にならない程度のもとし、臭気が強い飲み物・食べ物は禁止するものとする。

#### 第10条（所持品の管理）

当施設内における会員の所持品の管理は会員の責任において行うものとし、当施設内において生じた盗難及び紛失、事故等については、当社は一切の責任を負わないものとする。

#### 第11条（施設内での禁止事項）

施設内では下記の行為を禁止する。

- (1)PCからの音声出力、携帯電話、ビデオ会議、打ち合わせ等で、ほかの会員の作業を妨げるような大音を出す行為
- (2)衛生上有害な、もしくは危険な行為、又は他の会員の迷惑、妨害となるような営業その他の行為
- (3)危険物及び重量物の持ち込み
- (4)公序良俗に反する物、他人に不快感を与える物の持ち込み
- (5)宿泊、喫煙、火気使用
- (6)当社の許可なく 共用部分に物を置くこと等、共用部分を専用使用すること
- (7)会員権の譲渡もしくは、非会員の招き入れ
- (8)公序良俗に反する活動
- (9)宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- (10)政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (11)その他、当社が不適切と判断した行為

#### 第12条（利用制限及び利用の一時的な中断）

1.当社は、次の事由により当施設の全部又は一部の、会員による利用を制限する場合がある。この場合、会員は当施設の全部又は一部を利用できないことを予め承諾するものとする。

- (1) 機器等の不調、破損及びメンテナンス等により使用できない場合
- (2) 法定の定期点検を行う場合
- (3) 気象状況や災害により、安全に営業を行う事ができないと当社が判断したとき
- (4) 前項のほか、天災地変等により当施設が不測の損害を被った場合又は当施設の改修若しくは補修が必要となったとき

(5) 施設内の改装、設備の改造又は修理、その他の工事により営業を行うことができないと当社が判断したとき

(6) その他当社が必要と判断したとき

2. 事前に予定されている工事等は、事前に告知するものとする。但し、緊急の必要がある場合については、当社は事前の告知を要しないものとする。

3. 当社は、施設の一時的な中断により会員が当施設を利用できない場合であっても、会員に対し利用料金を返還しないものとする。

#### 第 13 条（住所の利用）

住所利用オプションの利用者に限り、HP・名刺等に GOOD WORKING ZAIMOKUZA の住所記載が可能とする。

#### 第 14 条（会員情報の更新）

会員情報や事業内容に変更のある場合は、速やかに当社に申請すること。なお、プラン内容の変更に関しては、変更希望月の前月 15 日までに申請するものとする。

#### 第 15 条（退会）

最低利用期間である 3 ヶ月未満での退会を不可とする。以降、退会する場合は退会月の前月 5 日までに当社に申請のこと。（ローカル会員は退会月の前月末までに申請。）なお、退会日はプラン内容に関わらず月末とする。

#### 第 16 条（会員資格停止処分）

1. 会員が次の各号の一の事由に該当する場合、当社は、催告することなく直ちにその会員の会員資格を停止することができるものとする（以下「会員資格停止処分」）。

(1) 利用料金その他本規約に定める費用等を滞納したとき

(2) 本規約に違反したとき、又はその疑いがあるとき

(3) 破産手続開始申立、民事再生手続開始申立その他の倒産手続の申立又は手形不渡等により経済的信用を失ったとき

(4) 当社に登録している住所、電話番号及びメールアドレスの未更新、誤登録その他虚偽登録等により、2 か月以上連絡がつかないとき

(5) 他の会員又は当社の迷惑となる行為をしたとき

(6) 罪を犯し、又はその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき

(7) その他会員として不適格であると当社が判断したとき

2. 当社は、前項に基づき会員資格停止処分を行った場合、会員に対し書面又は登録したメールアドレスに対して通知するものとする。なお、当社が当該通知書を発送したにもかかわらず、会員の行方不明等により当該通知書が到達しなかった場合においても、会員資格は停

止するものとする。

3. 当社は、その裁量により、会員資格の停止を解除することができる。

#### 第 17 条（利用の解除）

入会後であっても次に該当する事業を行っているときみなされる場合は利用解除とする。その場合、既に支払われた月額利用料の返金は行わない。

- (1)法令に反する事業及び反する恐れのある事業
- (2)公序良俗に反すると当社が判断した事業
- (3)性風俗関連の事業
- (4)暴力団関係者及びそれに関する事業
- (5)政治結社及び宗教団体
- (6)マルチ商法及びそれに関連する恐れのある事業
- (7)その他、当社が不相当と認めた事業

#### 第 18 条（利用制限と強制退会）

下記の事由に該当する行為を行った場合、当社の判断で、以降の施設の利用を制限又は停止する場合がある。その場合、既に支払われた月額利用料の返金は行わないものとする。

- (1)会員登録時の情報や書類に虚偽があった場合
- (2)会員として有する権利を第三者に貸与及び譲渡した場合
- (3)会員が会員以外の者を招き入れ施設を使用させた場合
- (4)当社や他の会員又は第三者に損害を与える恐れがあると、当社が判断した場合
- (5)本規約に反する行為があった場合
- (6)第 17 条に記載された事業を行った場合、及び行おうとした場合

#### 第 19 条（損害賠償）

会員は、その責に帰する事由により使用したデスク、イス、その他設備を毀損し、又は滅失したときは、直ちに当社に届け出るものとする。この場合において、会員は、損害を賠償するものとする。

#### 第 20 条（当施設の廃止）

1. 当社は、その裁量により、当施設の全部又は一部を廃止することができる。当施設が廃止された場合には、会員は、会員としての一切の権利（但し、当社に対する債務を除きます。）を失い、当施設を会員として利用することができない。
2. 当社は、その裁量により、当施設のレイアウト及び設備等を変更することができる。
3. 当施設の廃止、当施設の変更等によって会員に損害が生じた場合であっても、当社は損害賠償等一切の責任を負わないものとする。

### 第 21 条（免責）

次の事項に関して会員に発生した損害について、当社は責任を負わないものとする。

- (1)会員の貴重品を含む所持品についての盗難・破損
- (2)会員同士もしくは第三者との間で発生した事故やトラブル
- (3)インターネット接続によるウイルス被害
- (4)第 12 条による利用中断、利用中止

### 第 21 条（秘密情報）

本規約において「秘密情報」とは、利用者自らが秘匿したい情報の全ておよび、利用期間中に、個人会員等が知り得た他の利用者に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいう。

2.本施設は、不特定多数が利用する施設であり、個人会員等は自らの責任で秘密情報を管理しなければならない。万が一利用者の秘密情報を漏洩した場合でも、本サービス提供者は一切その責任を負わない。

3.第 1 項の規定にかかわらず、以下に該当することを証明することのできる情報については、秘密情報に含まれないものとする。

- (1)開示の時点ですでに公知の情報、またはその後個人会員等の責によらずして公知となった情報
- (2)個人会員等が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3)開示の時点ですでに個人会員等が保有している情報
- (4)個人会員等が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
- (5)本サービス提供者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報

### 23 条（個人情報保護）

当社は、会員の個人情報を別途掲示する「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとする。

2020 年 11 月 制定